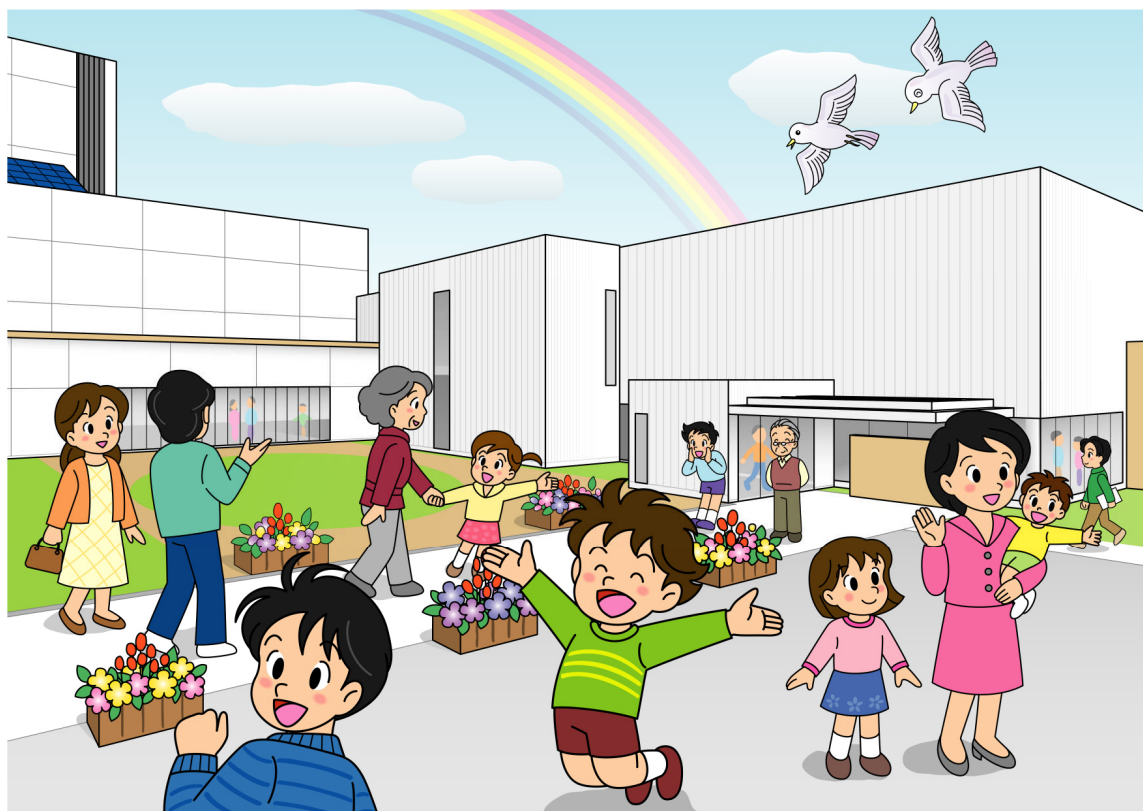


メロープラザ管理運営計画(案)



平成21年8月

袋 井 市

目 次

- 1 事業運営及び管理の方向性 ・ ・ P 1
- 2 事業構成 ・ ・ ・ ・ ・ P 3
- 3 運営組織 ・ ・ ・ ・ ・ P 12
- 4 管理体制 ・ ・ ・ ・ ・ P 15

1 管理運営の方向性

(1) 計画策定の目的

メロープラザ(以下、本施設)における活発な市民活動を促進し、新たな交流やにぎわいの機会を創出するとともに、市民の一体感を醸成することができるよう、「メロープラザ管理運営計画」(以下、本計画)を策定します。

(2) 理念

「市民とともに、未来に向かって伸びゆく、健康文化の拠点」を理念として掲げ、多彩な市民活動によって人づくりとまちづくりを推進するとともに、活動を通じた交流とにぎわいの機会を創出することによって、未来に向かって新たな地域文化を築きます。

(3) 地域文化の定義

芸術、歴史、伝統芸能などの文化活動はもとより、健康づくりや子育て、社会貢献活動など、市民自らが求め、充足感を得ることができる取組を「地域文化」と定義します。

(4) 施設の位置づけ

南部地域が、元気で明るく生き生きとしたまちとなるよう、市民主体の積極的な活動を支援するための拠点施設として位置づけます。

(5) 展望(ビジョン)

南部地域における地域文化活動の成果を情報発信することによって、地域を越えた市民活動の輪を広げるとともに、全市的な市民の一体感を醸成します。

また、こうした取組の継続と、まちづくりの担い手となる市民の育成に努め、新たな南部地域のまちづくりを推進します。

(6) 方針

行政経営の視点から、組織体制、管理方法、運営主体などについて計画します。

また、本施設周辺は、浅羽支所をはじめ、浅羽郷土資料館や浅羽図書館、浅羽保健センターなどの公共施設が集約しており、今後は余熱利用施設も整備されることから、各々の施設に求められる役割を明確化するとともに、不足した機能を補完し合うことができるよう、施設間連携に基づく管理運営を定めます。

ア 市民協働にもとづく事業展開

市民や地域、行政が協働して各種事業に取り組むことで、みんなが利用しやすい施設となります。市民相互の支援体制を築くことは地域文化を創出を促します。

よって、市民協働による事業を実施するとともに、運営に関する知識を利用する市民が蓄積できる仕組みを設け、将来的には市民協働に基づく運営を目指します。

イ 施設の特徴を生かした交流とにぎわいの創出

本施設の特徴であるギャラリーは、日常的なコミュニケーションの場として、自由に活用できる空間です。

また、多機能ホールは、可動席や可動壁を採用していることから、利用者の創意工夫によって、様々な用途に対応することができます。

こうした施設機能を生かし、市民間における新たな交流とにぎわいの機会を創出します。

ウ 市民とともに成長していける施設づくり

市民が支える施設づくりを推進するため、市民サポーターやボランティアなどが活躍する機会を設け、様々な経験を通じて施設運営を拡充していけるよう努めます。

エ 事業評価の仕組みづくり

収支や入場者数のチェック、市民アンケート調査などで客観的な事業評価を行い、その結果を運営に反映します。

2 事業構成

本施設は、自主事業と貸し館事業を両輪とした事業展開を図ります。

また、自主事業と貸し館事業が有機的なつながりを持って、施設全体の活動を形成することができるよう運営に努めます。

(1) 自主事業

本施設は、浅羽会館の利用形態を継承しつつ、市民の自発的な地域文化活動を支援します。

ア 自主事業の必要性

施設の理念や目的を実現するためには、施設機能を生かした多様なソフト事業の実施が求められます。

本施設と機能が類似する施設の多くは、自主事業を行っています。

また、自主事業を行うことにより、施設の性格づけが明確となり、施設の存在や活動内容を市内外へ発信する効果があります。

このため、本施設は自主事業に取り組むこととします。

イ 自主事業の方向性

自主事業の方向性については、市民の自発的な取組によって地域に活力を与えることができるよう、地域の特徴や人材を生かし、南部地域独自の地域文化を創出することとし、行政はこれを支援します。

ウ 基本コンセプトの整理

(7) 生涯学習(文化活動)の意義と施設の位置づけ

社会の変化に対応し、豊かで潤いのある社会生活を営むためには、必要な学習能力を身につけるだけでなく、生涯にわたって常に新しい知識を身につけ、自分を磨いていくことが大切です。

生涯学習推進大綱では、生涯学習を支援するシステムの整備・充実を図り、自由に学習機会を選択できる環境の整備を推進することとしています。

a 既存施設の整理

(a) 文化施設等との連携

浅羽会館は、昭和50年1月に浅羽町民会館として開館し、「ふれあい夢市場」をはじめとする地域イベントや講演会、会合など、集会場としての役割を担うとともに、手芸、書道、華道、コーラス、社交ダンスなど、住民の生涯学習や健康づくりの場として利用されています。

月見の里学遊館は、開館から約8年が経過する今日、新世紀飛躍のまちづくり事業を展開するため、市民サポーターとの協働により、ここを拠点

に高い芸術文化を国内外へ発信することに努めてきました。本年度からは指定管理者を置き、さらなる充実に努めています。

中央公民館は、500席を有する大型集会施設として、貸し館を主体とした事業を展開しています。

また、市内13箇所の公民館については、生涯学習の場であるとともに、生活に最も身近な施設として、地域コミュニティ活動を担う施設として位置づけています。

今後は、これらの施設の特徴を生かした役割分担を明確化するとともに、施設間における連携を高め、目的に応じて段階的に生涯学習活動を展開する必要があります。

(b) 浅羽郷土資料館との連携

浅羽郷土資料館は、地域の歴史や伝統文化を鑑賞したり、体験したりすることによって、先人の功績を敬い、郷土愛を深めることを目的とした活動を行っていますが、各種講座を実施するための研修機能等が不足しています。

このため本施設は、浅羽郷土資料館の機能を補完することが求められます。

(c) 浅羽図書館との連携

浅羽図書館は、袋井図書館や月見の里学遊館図書館分室と連携し、ゆたかな感性と幅広い見識を育む読書習慣を普及や読み聞かせを推進しています。

このため、本施設の集客性を高め、浅羽図書館への回遊性を持たせることによって利用者の増加を促すことができるしくみが求められます。

b 文化活動(生涯学習)の課題

- ・新たな生涯学習実践者の増加
- ・生涯学習活動の普及・啓発
- ・各公民館との連携機能の構築
- ・児童・生徒の多様な活動の機会の創出
- ・歴史・地域文化の伝承に向けた体験学習機会の創出

(イ) 子育て支援の意義と施設の位置づけ

市は「次世代育成支援行動計画」において、「地域で支える夢ある子育て」をスローガン掲げ、次代を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、家庭や地域の子育て力を高めるとともに、子育てをする喜びを実感できる社会を実現することとしています。

このため、家庭の中だけの孤独な子育てを無くし、全ての子育て家庭が親子で集まり、相談や情報交換、交流ができる場所や機会の提供に努めています。

本施設は、こうした理念や計画に基づき、既存の子育て支援施設の配置等、地域性を鑑み、未就学児とその保護者を対象に子育て支援事業を展開します。

また、袋井市放課後子どもプランは、子どもが体験学習などの機会を通じて社会性を身につけることができる居場所づくりを、家庭や学校、地域と連携して推進することとしています。

このため、ガレリアなどの機能を生かし、子どもが自由に遊べる放課後等居場所づくりを推進するとともに、各種講座やイベントなどの機会を設けます。

a 既存施設の整理

(a) 中央子育て支援センターとの機能分担と連携

中央子育て支援センターは、全市的な子育て支援施策を統括する機能を担っています。

本施設は、市南部の子育て支援施設の拠点として位置づけることができますが、中央子育て支援センターとは異なり、利用者及び支援者(ボランティアスタッフ)が自主的に、より自由に利用する施設とすることで特徴ある子育て支援施策を展開し、将来的には、NPOなど地域住民主体による管理運営を目指します。

(b) 子育て支援に関する周辺施設との機能分担と連携

現在、直近にルンビニ第二保育園の子育て支援センターがあり、また、笠原児童館もあるため、各種既存施設との機能分担を図る必要があります。

このため本施設における親子交流広場は、未就学児とその保護者を対象とした事業を展開するとともに、市民開放型の施設として、市民が自主的利用を図る施設とし、市内の子育て団体(母親クラブやあさば子育て広場などの地域住民が主催する団体)や子育て関連施設が多目的に利用できるよう運営を図ります。

b 子育て支援施策における課題

- ・全市的な子育て支援施策の展開(地域設定、事業レベル)
- ・既存施設との機能連携
- ・子育て家族への支援事業の実施
- ・子育てのための子どもの居場所の確保

(ウ) 健康づくりの意義と施設の位置づけ

市は、健康に関する正しい情報・知識の提供、健康づくりを実践する機会の提供、健康的な環境づくりなどを通して、市民の健康づくりを総合的に支援します。

このため、本施設を実践の場の一つとして位置づけ、浅羽保健センターや余熱利用施設内の運動施設との機能連携を図り、総合的な健康増進活動を推進します。

また、地産地消や旬菜の利用など健康的な「食」に関する知識や栄養面から自身にあった適切な「食」を選択する力の習得など、健全な食生活を実践し続けることができる人を育むことも必要であることから、南部地域が地産地消や郷土料理の伝承など地域における「食」への取組が盛んな点に着目し、食に関する積極的な健康づくりを展開するための拠点として、生涯にわたる食育を推進します。

a 既存施設の整理

(a) 浅羽保健センターとの機能連携

浅羽保健センターは、市南部の健康づくりの拠点施設であるが、現施設では、十分なスペースがないため、検診車による各種検診事業では効率的な実施が困難な面があります。

また、施設の老朽化も進み、調理室についても使用人数が限られるなど、現状では十分な効果をあげにくい面もあります。

このため、本施設を有効活用し、南部地域において各種健康づくり事業が効率的かつ効果的に実施できる環境を整備する必要があります。

(b) 余熱利用施設との機能連携

サンサーラいごおか地内の余熱利用施設は、温水プールやトレーニングジムなどの運動機能を有する施設として整備を進めています。

健康の維持、増進を図るためには、「運動・栄養・休養」の3要素のバランスを整えることが基本といわれており、これらの要素を満たす健康増進活動を広く市民に普及するため、本施設との機能連携を図ることによって効果的な健康づくり事業の展開が期待できます。

b 健康づくり施策における課題

- ・ 30歳代～50歳代の日常的な運動習慣の定着 ～生活習慣の確立～
- ・ おいしく食べることの推進 ～楽しむ食の実践～
- ・ 食文化の伝承と地産地消の推進 ～地域の「食文化」の創出～
- ・ 安全・安心な食環境づくり ～食を取り巻く環境の整備～
- ・ 総合的な健康増進活動の推進

エ 自主事業(案)

より良い地域づくりを目指して、活気に満ちた豊かな地域文化を創出する市民を主体とした自主事業を展開します。

(ア) 地域文化創造事業

〔事業例〕 市民文化祭、伝統芸能発表会、景観の保全創造活動 など

(イ) 親子交流広場事業

〔事業例〕 開放型の子育て広場、各種子育て相談、サークル等の支援 など

(ウ) 子どもの居場所づくり事業

〔事業例〕 子どもを対象とした講座の開催やクラブの開設 など

(エ) 健康づくり事業

〔事業例〕 健康運動教室、食育推進、健康づくり講演会 など

(オ) 郷土食文化振興事業

〔事業例〕 地場産食材を使った料理教室、食品加工教室(みそづくり) など

(カ) 市民提案にもとづく事業

〔事業例〕 市民コンサート、ものづくり体験、公民館合同芸能発表会 など

(2) 貸し館事業

貸し館事業については、行政経営の視点から、民間のノウハウを取り入れ、市民ニーズを的確に把握し、経済性に優れた効率的かつ質の高い行政サービスを、高い生産性のもとに実施することが可能であれば、積極的な導入を図ります。

ただし、公共物への企業名の掲載などについては、行政が一部企業を推奨しているような印象を与えるおそれがあるため、課題を整理し、総合的に判断する必要があります。

ア 貸し館事業の現状と課題

貸し館事業の現状については、公民館等社会教育施設の場合、使用許可に制限があり、申し込みの全てを許可できるわけではありません。

また、ホールを使用する場合は、会議室等を控え室として確保する必要があるため、他団体の使用が制限されることがあります。

なお、ホール機能については平日の稼働率は低い傾向にあります。

本施設は、市民や地域などが独自の活動を展開し、地域文化を創造することを理念として掲げており、運営するにあたり、既成概念に囚われることなく、活動の主旨を理解したうえで、柔軟な対応が求められます。

また、市民独自の活動を支援するためには、財源の確保は極めて重要であることから、これまでの貸し館事業の拡充を図るとともに、自主財源の確保に努めます。

イ 貸し館事業の方針

本施設は、従来の会場貸しはもとより、地域文化創造支援を目的に、市民活動の主旨を理解した上で柔軟性をもって対応します。

また、職務内容に市民活動に対するアドバイスやコーディネート業務を位置づけ、市民や市民活動団体間における連携や協力体制を構築することとします。

ウ 貸し館事業の展開

本施設は、従来の会場貸しはもとより、地域文化の創造を支援することを目的に、市民活動の主旨を理解した上で、柔軟に対応します。

また、職務内容には、市民活動に対するアドバイスやコーディネート業務を位置づけ、市民や市民活動団体間における連携や協力体制を構築できるよう取り組みます。

(7) 利用者の利便性の確保

利用者の利便性に配慮し、基本ルールを守った上で柔軟に対応します。

(イ) アドバイス機能

市民自らが企画する講座や公演などが円滑に実施できるよう、求めに応じてプログラムの作成や会場レイアウトなどについての助言を行います。

(ウ) コーディネート機能

新たな交流やにぎわいの機会を創出するため、市民や市民活動団体などを結びつけ、活動をより拡充できるようコーディネートする仕組みを設けます。

(エ) 情報提供

市民の日常的な学習活動や健康づくりなどの機会を創出するため、講座や講師、活動団体などの情報提供を行います。

(オ) 情報発信

自主事業は基より、市民が自発的に行うイベントや講座などについても、広報誌やホームページ、事業案内などで積極的に広報します。

また、ポスターやチラシの作成なども支援します。

(3) 事業評価

ア 基本方針

中・長期的視点から、本施設の将来像を実現するための達成目標を設定し、達成度を定期的に検証、評価します。

評価方法は次の項目を基本方針として定めます。

(ア) 効果的な評価と情報公開

適切な評価制度の導入により、事業効果および効率を高めるため、内部評価はもとより、調査専門機関の外部評価を盛り込むなど、市民と行政の双方にとって納得のいく評価の手段を検討するとともに、結果を情報公開し、パブリックコメントなどで市民から広く意見を求め、運営の見直しに反映します。

(イ) 施設機能に見合った評価基準および項目の設定

費用効果のみに囚われることなく、本施設整備における目的を念頭に置いた独自の評価基準を設定するとともに、実施効果や波及効果が分かる評価項目を設定し事業の適正化について評価します。

(ウ) 評価結果を反映するための仕組みづくり

市民と行政の双方にとって望ましい運営となるよう、評価結果にもとづく事業の見直しを検討するための組織を設けます。

イ 評価項目

本施設の総合的な評価を「運営評価」と「活動評価」とに分けて評価します。

(ア) 運営評価

本施設の管理運営に対する評価であり、年間の利用者数や稼働率、管理状態、サービス内容などについて評価します。

来場者数(まちづくり交付金における目標)、稼働率、収支比率、管理基準の達成度(保守管理、清掃、保安警備、施設保全 等) など定量化できる評価項目だけでなく、サービスに関する利用者アンケート、担当者の自己評価など定性的な評価も組み合わせ総合的に評価します。

(イ) 活動評価

市民や行政における事業活動について個々の事業に対し評価します。

評価指標は、必要性、妥当性、有効性、効率性、アイデア性などに考慮し設定します。

この際、個々の事業については、事業目的や数値目標を示した実施計画所を作成し、達成度を評価します。また、興行などを行う場合は、入場者数や収支などの定量的な評価と、観客や演者の満足度などの定性的な評価を組み合わせ総合的に評価します。

本施設整備の根本的な目標である「まちづくり」や「人づくり」など、運営による波及効果についても評価の対象となるよう検討します。

(ウ) 評価方法

事業評価は開館の翌年から次の方法で実施します。

a 内部評価

年度ごとに運営や活動に関する評価を実施します。

評価項目や評価方法などについては、経年変化など継続的な評価ができるよう評価項目を定め、事業実施計画作成段階で明示します。

b 外部評価

施設の管理運営に関わる組織や専門機関に依頼し評価します。

管理運営実績に対する評価を行うとともに、内部評価についても評価します。

c 市民評価

管理運営の実績や内部評価、外部評価の情報をもとにパブリックコメントなどで広く市民の評価を求めます。

e 評価の反映

管理運営主体は、内部評価や外部評価、市民評価など、すべての評価について十分検討し、改善策を提案します。

3 運営組織

(1) 運営組織の方針

市民活動をより良く支援するための拠点施設としての位置づけのもと、これに見合った組織づくりに向け考え方を整理します。

また、市民参加による運営を理念に掲げていますが、市民に意欲があっても、ノウハウを持たない事業運営はリスクが大きく、市民に負担を強いる結果となる可能性があります。

そのため、当初はスタッフに経験者を配し、そのノウハウを市民が蓄積できるような仕組みを設けることで、将来的に市民自らが主体となって運営する施設へと移行していく土壌を養う環境を整備することが望ましいと考えます。

ア 市民協働に基づく運営の仕組みづくり

市民が主体的にまちづくりに取り組むことは、地域のコミュニティを育み、活性化させ、魅力あるまちを実現します。

また、市民と行政の役割分担を明確化し、協働のまちづくりを推進することによって得られる経済的効果は極めて大きいものとなります。

このため、本施設の管理運営にあたり、市民が積極的に関わることができる運営組織とします。

イ 運営組織の方向性

将来的に本施設の運営を市民が担って行けるよう、一定の期間をかけて運営の担い手となる市民やNPO等の育成を手がけます。

ウ 地域資源の活用

地域資源としての人材の掘り起こしを積極的に行い、施設運営に参加、参画できる機会を設けるよう努めます。

エ 運営協議会の設置

関係者や有識者からなるメロープラザ運営協議会を設置し、事業や組織体制、管理運営方法などの事業計画の策定及び実施を図るとともに事業評価なども行います。

(2) 運営形態

多様な市民活動を支援する拠点施設に相応しい運営形態を検討します。

ア 機能性に基づく運営形態の明確化

文化活動や健康づくり等の施設機能と子育て支援施設の機能とに区分します。

イ 多様な利用者の満足度の向上

多様な市民ニーズに沿った柔軟な対応ができる運営形態とし利用者の満足度を高めます。

ウ 市民のライフスタイルを重視

市民が活動しやすいよう行政の縦割りを廃し市民の視点から事業が行える運営形態を目指します。

(3) 運営主体

運営主体としては、市の直営もしくは指定管理の2つの選択肢が存在します。

この双方について検討した結果、本市指定管理者制度は、内容や効果、受け皿となる企業や団体、課題などが不透明であり、経年的な導入実績が今のところ揃っていない状況です。

また、本施設の理念である「市民とともに、未来に向かって伸びゆく、健康文化の拠点」の実現を図るためには、市民と行政が経験を積み重ねることによって施設が特徴づけられ、市民の視点に立った管理運営ができることが求められます。

このため、開館から平成23年度までを直営とし、この間の事業評価を行った上で、指定管理者への移行が可能であると判断した場合は導入することとします。

(4) スタッフ体制

ア 館長

メロープラザ(以下、本施設)には館長を置くこととします。

館長に求められる資質については、豊富な知識や経験、人的ネットワークはもとより、自らが企画した事業を実行できるとともに、利用者や利用団体などの調整、さらには、施設全体の経営責任者としての才覚、市民やスタッフへのリーダーシップなどが求められます。

イ 事務局長兼スタッフ

館長を補佐し、行政や議会との調整、予算、決算、人事、総務などの事務処理とともに、自らも企画実行できるマルチな人物が求められます。

ウ 事業スタッフ

協働に基づく地域活性化事業を企画から実行まで担います。

市民はもとより、行政や地域などとも連携し、円滑な事業推進に努めるとともに、将来的な市民主体の施設運営に向け、人材の発掘から育成までを手がけます。

(5) スタッフ数

本施設の運営については、館長と事業スタッフ、臨時職員など、当初は5人程度で運営にあたることとします。

(6) 採用の条件

ア 館長の採用条件

館長は、行政側の推薦者と公募の中から相応しい人物を採用します。

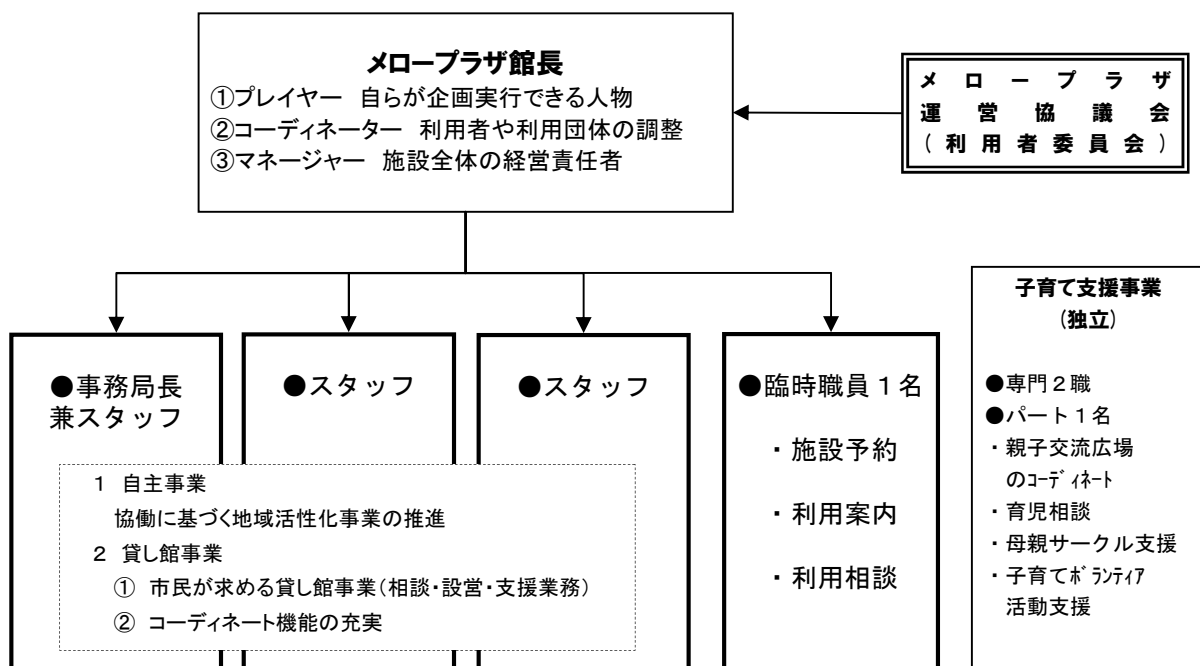
概ね自主事業の企画を5本以上持ち、過去に自主事業を行った実績、業務や組織マネジメントを行った経験などを条件とします。

イ スタッフの採用条件

市民に喜ばれる形で施設が運営され、南部地域における新たな地域文化の創造に資するために、そして市民参加・参画を実現には、現場で市民と接するスタッフにも一定の専門性が求められます。

本施設は、地域づくりの拠点であることに考慮し、地域づくりに情熱を持ったスタッフを市職員と民間からの公募により決定します。

メロープラザにおける想定組織編成(案)



4 管理体制

(1) 利用規程

ア 基本方針

本施設の管理については、次の基本方針に従い利用規則を設けます。

(7) 利用者の利便性を優先した管理・運営方式の確立

「管理しやすい」から「利用しやすい」への発想の転換を図り、利用者の利便性を優先した管理・運営とします。

(4) 便利で、柔軟性の高い開館日・開館時間等の設定

利用者の立場から柔軟性のある開館日・開館時間などを設定します。

イ 利用規則

市民からの要望に配慮しながら、利用者の利便性を第一に考えた利用規則を設定します。

(7) 休館日

休館日は毎週水曜日と12月29日～1月3日の年末年始期間とします。

なお、市長が認める特別な場合は開館するなど、適宜判断しながら弾力的に対応します。

(4) 開館時間

開館時間は、午前9時00分～午後10時00分とします。

なお、市長が認める特別な場合は適宜判断しながら弾力的に対応します。

また、勤務時間については、午前8時30分～午後5時15分までと、午後1時30分～午後10時30分までの2交代制とします。

(ウ) 貸出し部分の明確化

館内の次の施設については貸出しを行うこととし利用料金を設定します。

- ・多機能ホール
- ・楽屋
- ・会議室(1階：会議室A、会議室B　2階：会議室C)
- ・ものづくり工房
- ・調理室
- ・食工房
- ・和の空間

(I) 時間帯の区分

a 多機能ホール

- (a) 午前 9 時00分～12時00分
- (b) 午後 1 時00分～ 5 時00分
- (c) 夜間 6 時00分～22時00分

b 会 議 室

1 時間毎の設定とし各利用時間の間は空けません。
(15分前程度を目安に利用者に退出準備を促します。)

c そ の 他

多機能ホールに準じます。

(II) 利用申込み

a 申込み方法

近隣在住者から遠方の在住者、高齢者から若年層まで、幅広い利用者の利便性と公平性に考慮し、来館しての申込はもとより、インターネット、FAXなどで仮予約を受け付けます。

b 予約の優先

a) 市民と、在学、在勤者の格差

市民と在学、在勤者との間には格差を設定しません。

b) 行政事業

行政主催の大規模な事業などについては、予約開始時期以前の予約を可能とします。

c) その他

国や県などが、広域を対象として実施する大規模事業については、相談に応じます。

c 申込み開始時期

申込み開始時期については、次のとおり設定します。

a) 多機能ホール・楽屋

市民、在学者、在勤者は使用日の 6 か月前から申込を受け付けます。
その他の者は使用日の 5 か月前から申込を受け付けます。

b) その他の施設

市民・在学者、在勤者は使用日の3か月前から申込を受け付けます。

その他の者は使用日の2か月前から申込を受け付けます。

但し、多機能ホールと同時に利用する場合は多機能ホールに準じます。

(カ) 利用許可方法

利用料金は原則として利用日の7日前までに納入することとし、納入が完了した時点で、速やかに利用許可証を発行します。

設備・備品利用料など追加して支払う料金については、利用当日に納めるものとします。（※市内の施設や近隣施設を参考に料金を設定します。）

(キ) 利用に関する制限

トラブルの恐れのある物品販売・勧誘等については、利用を制限します。

（別途利用規則を設けます。）

(ク) 物品の破損等の対応

施設や備品等を破損してしまった場合については、修理などにかかる費用を実費徴収させていただきます。

(ケ) 使用後の清掃及び整理整頓

施設使用後は、室内を清掃するとともに、使用した備品等は所定の場所に返却し、机やいすなどは元の状態に戻すこととします。

(2) 利用料金等

ア 利用料金等設定に関する基本方針

受益者負担の原則と公平性の確保の点から、使用料・手数料等の設定基準に基づき、料金体系がわかりやすく、利用しやすい手ごろな料金を設定します。

イ 利用料金等

(7) 利用料金の設定

使用料・手数料等の設定基準に基づき、原価算定方法によって利用料金を設定します。

ただし、平日の利用を促進するため、平日と土・日・祝日の料金には差異を設け、平日の利用料金は半額とします。

また、会議室については、1時間毎の設定とし各利用時間の間は空けません。(15分前程度を目安に利用者には退出準備を促します。)

(4) 市民以外の利用について

使用料・手数料等の設定基準に基づき使用料金を設定します。

(7) 減免・免除について

指定管理者を置く場合は、減免での利用が増加すると収入が減少します。

また、受益者負担の原則の徹底化を促すため、減免はあくまでも特別な措置であることを明確にした上で範囲を設け、本来の目的や必要性に即し可能な限り限定します。

(イ) 入場料等徴収時の割増

使用料・手数料等の設定基準に基づき割増の区分を設けます。(別途基準を設定)

ただし、学校が行う定期公演などに配慮して、割増区分の最低価格帯を設定します。

(オ) その他の割引

多機能ホールを練習に利用する場合は、ステージのみの利用に対する割引料金を設定します。

(カ) 物販・商業宣伝・営業目的等での利用時の割増

使用料・手数料等の設定基準に基づき、商業目的の利用の場合は、割増料金を適用し、基本的な料金に対して一定の割合で加算します。

(キ) リハーサル・仕込み等による割引

使用料・手数料等の設定基準に基づき割増の区分を設けます。

ただし、利用を促進するため、本番利用当日以外(前日・翌日)に仕込み、リハーサル、撤収作業等を行う場合の割引料金を設定するなど必要な措置を講じます。

(ク) 備品使用料

使用料・手数料等の設定基準に基づき、利用しやすい料金設定とします。

また、料金は各利用時間帯区分あたりの設定とします。

舞台照明や舞台音響などの舞台特殊設備及び舞台備品については、有効活用してもらえるよう配慮するなど必要な措置を講じます。

(ケ) 冷暖房利用料金

使用料・手数料等の設定基準に基づき利用料金を設定します。

ウ 料金設定(案) ※月見の里学遊館を参考とした料金設定

(ア) 施設利用料

施設名	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00
多機能ホール	6,870円	10,020円	10,020円
多機能ホールステージ	1,050円	1,360円	1,890円
楽屋A	420円	630円	1,050円
楽屋B	420円	630円	1,050円
楽屋C	840円	1,260円	2,100円
ものづくり工房	1,050円	1,360円	1,890円
調理室	1,050円	1,360円	1,890円
食工房	1,050円	1,360円	1,890円
和の空間	1,050円	1,360円	1,890円
会議室A	1時間当たり@150円(時間単位で貸し出し)		
会議室B			
会議室C	1時間当たり@300円(時間単位で貸し出し)		

(イ) 備品使用料

名称	使用料(時間単位で貸し出し)
ホール音響装置	@700円
可動式音響設備	@700円
プロジェクター	@500円
テレビ映像機器一式	@300円
レクチャーアンプ	@300円
譜面台	@10円
ホワイトボード	@20円